

一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月三十一日）から施行する。

附則（平成二十六年十一月二十八日国土交通省令第九〇号）抄

この省令は、マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

附則（平成二十七年一月二十九日国土交通省令第五五号）抄

第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十八年二月二十九日国土交通省令第一〇号）抄

第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二十八年八月三十一日国土交通省令第六三号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、平成二十八年十一月一日から施行する。

附則（平成二十九年九月二十九日国土交通省令第五五号）抄

第一条 この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。

附則（平成三〇年六月十五日国土交通省令第四九号）抄

第一条 この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成三〇年二月二十六日国土交通省令第九〇号）抄

1 この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条に掲げる規定の施行の日（平成三十一年九月一日）から施行する。

附則（平成三一年二月二十五日国土交通省令第四四号）抄

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（平成三一年三月二十六日国土交通省令第二二号）抄

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、附則第二条から第十条までの規定、附則第十二条の規定、附則第十四条中国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）附則第八条の次に一条を加える改正規定及び附則第十五条中地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）附則第三条の次に十一号を加える改正規定は、法附則第一条第二号の政令で定める日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附則（令和二年八月三十一日国土交通省令第七二号）抄

この省令は、令和二年十月一日から施行する。

附則（令和三年七月九日国土交通省令第四七号）抄

この省令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附則（令和三年八月三十一日国土交通省令第五三三号）抄

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附則（令和三年一〇月二〇日国土交通省令第六七号）抄

この省令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年二月二十日）から施行する。

附則（令和三年一月十九日国土交通省令第七一号）抄

（施行期日）
1 この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十一月二十日）から施行する。

附則（令和三年二月二十五日国土交通省令第七七号）抄

1 この省令は、マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律及びマンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附則（令和四年三月三十一日国土交通省令第三四号）抄

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和五年九月一日国土交通省令第六七号）抄

第一条 この省令は、令和五年十月一日（次条及び附則第三条において「施行日」という。）から施行する。

附則（令和五年九月二十五日国土交通省令第七五号）抄

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附則（令和五年九月二十九日国土交通省令第七八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年十二月二十八日国土交通省令第九八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年一月十九日国土交通省令第三三三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附則（令和六年一月二十九日国土交通省令第五五号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

別表第一（第三条及び第四条関係）

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）	第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九（これらの規定を第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条の第三項において準用する場合を含む。）
船員法（昭和二十二年法律第百号）	第十八条第一項（同項第一号及び第三号に掲げる書類（同項第一号に掲げる書類にあつては、船舶国籍証書及び船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第九条第一項第一号に掲げるものに限る。）の備置きに限る。）、第五十八条の二、第六十七条第一項、第六十六条の八、第百条の十九第一項及び第百条の二十七
船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十三号）	第三十八条（第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第七十七条第二項及び第八十六条第二項
建設業法（昭和二十四年法律第百号）	第二十六条の十三第一項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）
水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）	第二十一条第一項及び第二十五条（これらの規定を第三十二条において準用する場合を含む。）並びに第五十四条（第五十八条において準用する場合を含む。）
海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）	第十五条（第二十条の二第四項及び第五項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。）
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）	第五十一条の十二第一項

屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号)	第二十条第一項	五十六号) 第四百四十四條の二第一項第二号から第四号までに掲げるもの(備付けに限る。)	(昭和四十五年法律第百三十六号)	第四項、第十九條の八(國際大気汚染防止原動機證書の備置きに限る。)	十九條の二、十九條の二十九(國際二酸化炭素放出抑制船舶證書の備置きに限る。)	十九條の三十五の四第三項、十九條の四十五並びに第四十條の二第一項並びに第十九條の十五第三項(第十九條の三十三項及び第十九條の四十六第三項において準用する場合を含む。)	第四十三條第三項及び第十九條の九第三項及び第四十條の二第一項並びに第十九條の十五第三項(第十九條の三十三項及び第十九條の四十六第三項において準用する場合を含む。)	大深度地下の公共的使(平成十二年法律第八十七号)	第十二條第一項	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成五年法律第八十一号)第三項及び第六十一條第三項において準用する場合を含む。)
通称案内土法(昭和十四年法律第二百十号)	第四十三條第一項	旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第十二條の二十四(これらの規定を第二十九條において準用する場合を含む。)	土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二十八條第九項、第三十二條第十項及び第八十四條第一項	積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律三十八號)	第三十七條第三項及び第九十九條第三項及び第九十九條の五十九	小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第九十九号)	第二十五條第一項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第六十一号)の二において準用する場合を含む。)	第四十一條の十第一項	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成五年法律第八十一号)第三項及び第六十一條第三項において準用する場合を含む。)
國際觀光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二十七号)	第二十五條及び第二十九條第一項	内航海運組合法(昭和三十三年法律第六十二号)	内航海運組合法(昭和三十三年法律第六十二号)	積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律三十八號)	第三十七條第三項及び第九十九條第三項及び第九十九條の五十九	小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第九十九号)	第二十五條第一項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第六十一号)の二において準用する場合を含む。)	第四十一條の十第一項	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成五年法律第八十一号)第三項及び第六十一條第三項において準用する場合を含む。)
建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)	第八十九條第二項	放射線同位元素等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)	放射線同位元素等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)	積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律三十八號)	第三十七條第三項及び第九十九條第三項及び第九十九條の五十九	小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第九十九号)	第二十五條第一項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第六十一号)の二において準用する場合を含む。)	第四十一條の十第一項	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成五年法律第八十一号)第三項及び第六十一條第三項において準用する場合を含む。)
建築士法(昭和二十五年法律第二十二号)	第二十四條の四第二項	踏切道改良促進法(昭和三十三年法律第九十九号)第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)	踏切道改良促進法(昭和三十三年法律第九十九号)第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)	積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律三十八號)	第三十七條第三項及び第九十九條第三項及び第九十九條の五十九	小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第九十九号)	第二十五條第一項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第六十一号)の二において準用する場合を含む。)	第四十一條の十第一項	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成五年法律第八十一号)第三項及び第六十一條第三項において準用する場合を含む。)
港湾法(昭和二十五年法律第二十八号)	第五十六條の二の十第一項及び第五十六條の二の十六	新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)	新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)	積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律三十八號)	第三十七條第三項及び第九十九條第三項及び第九十九條の五十九	小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第九十九号)	第二十五條第一項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第六十一号)の二において準用する場合を含む。)	第四十一條の十第一項	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成五年法律第八十一号)第三項及び第六十一條第三項において準用する場合を含む。)
海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)	第二十一條第一項及び第二十二條	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)	積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律三十八號)	第三十七條第三項及び第九十九條第三項及び第九十九條の五十九	小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第九十九号)	第二十五條第一項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第六十一号)の二において準用する場合を含む。)	第四十一條の十第一項	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成五年法律第八十一号)第三項及び第六十一條第三項において準用する場合を含む。)
船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四十九号)	第十七條の十二(第十七條の十七、第十七條の十九、第二十三條の二十八、第二十三條の三十二及び第二十三條の三十四において準用する場合を含む。)	都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)	都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)	積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律三十八號)	第三十七條第三項及び第九十九條第三項及び第九十九條の五十九	小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第九十九号)	第二十五條第一項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第六十一号)の二において準用する場合を含む。)	第四十一條の十第一項	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成五年法律第八十一号)第三項及び第六十一條第三項において準用する場合を含む。)
道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)	第九十一條第一項及び第二十六條第九十四條の六第一項及び第二項、第九十六條の十第一項並びに第九十六條の十四(第九十六條の十九において準用する場合を含む。)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第三十八号)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第三十八号)	積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律三十八號)	第三十七條第三項及び第九十九條第三項及び第九十九條の五十九	小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第九十九号)	第二十五條第一項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第六十一号)の二において準用する場合を含む。)	第四十一條の十第一項	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成五年法律第八十一号)第三項及び第六十一條第三項において準用する場合を含む。)
気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)	第三十二條の十第一項及び第三十二條の十五において準用する第二十四條の十三	船舶安全法及び船舶職員の法(平成三年法律第七十五号)	船舶安全法及び船舶職員の法(平成三年法律第七十五号)	積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律三十八號)	第三十七條第三項及び第九十九條第三項及び第九十九條の五十九	小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第九十九号)	第二十五條第一項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第六十一号)の二において準用する場合を含む。)	第四十一條の十第一項	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成五年法律第八十一号)第三項及び第六十一條第三項において準用する場合を含む。)
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)	第十七條の十一第一項	船舶安全法及び船舶職員の法(平成三年法律第七十五号)	船舶安全法及び船舶職員の法(平成三年法律第七十五号)	積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律三十八號)	第三十七條第三項及び第九十九條第三項及び第九十九條の五十九	小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第九十九号)	第二十五條第一項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第六十一号)の二において準用する場合を含む。)	第四十一條の十第一項	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成五年法律第八十一号)第三項及び第六十一條第三項において準用する場合を含む。)
道路法(昭和二十七年法律第八十号)	第四十七條の二第六項及び第四十七條の十第七項	船舶安全法及び船舶職員の法(平成三年法律第七十五号)	船舶安全法及び船舶職員の法(平成三年法律第七十五号)	積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律三十八號)	第三十七條第三項及び第九十九條第三項及び第九十九條の五十九	小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第九十九号)	第二十五條第一項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第六十一号)の二において準用する場合を含む。)	第四十一條の十第一項	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成五年法律第八十一号)第三項及び第六十一條第三項において準用する場合を含む。)
航空法(昭和二十七年法律第三十一号)	第五十八條第一項並びに第五十九條第三号及び第四号(航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第	船舶安全法及び船舶職員の法(平成三年法律第七十五号)	船舶安全法及び船舶職員の法(平成三年法律第七十五号)	積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律三十八號)	第三十七條第三項及び第九十九條第三項及び第九十九條の五十九	小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第九十九号)	第二十五條第一項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第六十一号)の二において準用する場合を含む。)	第四十一條の十第一項	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成五年法律第八十一号)第三項及び第六十一條第三項において準用する場合を含む。)

<p>土地区画整理法施行令第十三条第二項 (昭和三十年政令第四十七号)</p>	<p>都市再開発法施行令第十五条第二項 (昭和四十四年政令第二百三十二号)</p>	<p>農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令(昭和四十六年政令第二百五十号)</p>	<p>勤労者財産形成促進法施行令(昭和四十六年政令第三百三十二号)</p>	<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給のる土地区画整理法施行令(昭和五十年政令第三百六十号)</p>	<p>民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令(昭和六十二年政令第二百七十五号)</p>	<p>密集市街地における防犯の促進に関する法律施行令(平成十四年政令第三百六十七号)</p>	<p>マンションの建替え等の円滑化に関する法律条及び第三十九条において施行令(平成十四年政令第三百六十七号)</p>	<p>荷受人及荷送人ヲ確知第一條第二項(第二條にスルコト能ハザル鉄道において準用する場合を含む)運送品等ノ公告ニ関スル件(昭和十九年運輸通信省令第十一号)</p>	<p>船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十二号)</p>	<p>十一の六において準用する場合を含む)並びに第七七条の六の十四第一項及び第二項(これらの規定を第七七条の六の二十一、第七七条の六の二十六及び第七七条の六の十一の六において準用する場合を含む)</p>	<p>十一の六において準用する場合を含む)並びに第七七条の六の十四第一項及び第二項(これらの規定を第七七条の六の二十一、第七七条の六の二十六及び第七七条の六の十一の六において準用する場合を含む)</p>	<p>十一の六において準用する場合を含む)並びに第七七条の六の十四第一項及び第二項(これらの規定を第七七条の六の二十一、第七七条の六の二十六及び第七七条の六の十一の六において準用する場合を含む)</p>	<p>十一の六において準用する場合を含む)並びに第七七条の六の十四第一項及び第二項(これらの規定を第七七条の六の二十一、第七七条の六の二十六及び第七七条の六の十一の六において準用する場合を含む)</p>	<p>十一の六において準用する場合を含む)並びに第七七条の六の十四第一項及び第二項(これらの規定を第七七条の六の二十一、第七七条の六の二十六及び第七七条の六の十一の六において準用する場合を含む)</p>
<p>船員職業安定法施行規則(昭和二十三年運輸省令第三十二号)</p>	<p>通訳案内士法施行規則(昭和二十四年運輸省令第二十七号)</p>	<p>建設業法施行規則(昭和三十四年建設省令第四号)</p>	<p>建設業法施行規則(昭和三十四年建設省令第四号)</p>	<p>建築士法施行規則(昭和三十五年建設省令第三十八号)</p>	<p>建築基準法施行規則(昭和三十五年建設省令第四十号)</p>	<p>自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)</p>	<p>道路運送車両法施行規則(昭和三十六年運輸省令第七十四号)</p>	<p>船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和三十九年運輸省令第九十一号)</p>	<p>船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和三十九年運輸省令第九十一号)</p>	<p>船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和三十九年運輸省令第九十一号)</p>	<p>船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和三十九年運輸省令第九十一号)</p>	<p>船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和三十九年運輸省令第九十一号)</p>	<p>船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和三十九年運輸省令第九十一号)</p>	<p>船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和三十九年運輸省令第九十一号)</p>
<p>土地区画整理法施行規則第十六条の二第一項 (昭和三十年建設省令第五号)</p>	<p>旅客自動車運送事業運送規則(昭和三十二年運輸省令第四十四号)</p>	<p>宅地建物取引業法施行規則(昭和三十二年建設省令第十二号)</p>	<p>危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)</p>	<p>船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令(昭和三十七年運輸省令第四十三号)</p>	<p>救命艇手規則(昭和三十七年運輸省令第四十四号)</p>	<p>指定自動車整備事業規則(昭和三十七年運輸省令第四十九号)</p>	<p>船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)</p>	<p>船舶労働安全衛生規則(昭和三十九年運輸省令第五十三号)</p>	<p>船舶労働安全衛生規則(昭和三十九年運輸省令第五十三号)</p>	<p>船舶労働安全衛生規則(昭和三十九年運輸省令第五十三号)</p>	<p>船舶労働安全衛生規則(昭和三十九年運輸省令第五十三号)</p>	<p>船舶労働安全衛生規則(昭和三十九年運輸省令第五十三号)</p>	<p>船舶労働安全衛生規則(昭和三十九年運輸省令第五十三号)</p>	<p>船舶労働安全衛生規則(昭和三十九年運輸省令第五十三号)</p>
<p>特殊貨物船舶運送規則(昭和三十九年運輸省令第六十二号)</p>	<p>河川法施行規則(昭和四十年建設省令第七号)</p>	<p>海上における人命の安全のための国際条約等全の證書に関する省令(昭和三十九号)</p>	<p>小型船造船業法施行規則(昭和三十九号)</p>	<p>都市再開発法施行規則(昭和三十九号)</p>	<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和三十九号)</p>	<p>旅行業法施行規則(昭和三十九号)</p>	<p>旅行業法施行規則(昭和三十九号)</p>	<p>旅行業法施行規則(昭和三十九号)</p>	<p>旅行業法施行規則(昭和三十九号)</p>	<p>旅行業法施行規則(昭和三十九号)</p>	<p>旅行業法施行規則(昭和三十九号)</p>	<p>旅行業法施行規則(昭和三十九号)</p>	<p>旅行業法施行規則(昭和三十九号)</p>	<p>旅行業法施行規則(昭和三十九号)</p>

規則（昭和四十九年運輸省令第二十四号）	船内における食料の支給第十四条第一項並びに第給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場第三項の規定に基づく規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）	船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）	浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）	鉄道事業法施行規則第二十四条の十第一項並（昭和六十二年運輸省令第二十四号の十五第令第六号）	貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）	船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）	国際観光ホテル整備法施行規則（平成五年運輸省令第三号）	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律
---------------------	---	--	--	-------------------------	----------------------------------	---	--------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------	----------------------

施行規則（平成五年建設省令第十六号）	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）	国土交通大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成十二年総理府・運輸省・建設省令第三号）	マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第一百十四号）	気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）	船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条に規定する経過措置に関する省令（平成十六年国土交通省令第八号）	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第九号）	屋外広告物法施行規則（平成十六年国土交通省令第二十号）	
--------------------	--------------------------------------	---	--------------------------------------	--	--	----------------------------	--	---	-----------------------------	--

登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令（平成十八年国土交通省令第九十二号）	建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）	船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成二十五年国土交通省令第三十二号）	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）	別表第二（第五条及び第六条関係）	船舶安全法	船員法	船員職業安定法	水先法	海上運送法	国際観光ホテル整備法	建築士法	港湾法	海事代理士法
---	---	---------------------------------------	--	------------------	-------	-----	---------	-----	-------	------------	------	-----	--------

船舶職員及び小型船舶操縦者法	道路運送車両法	気象業務法	航空法	旅行業法	土地区画整理法	内航海運組合法	放射性同位元素等の規制に関する法律	踏切道改良促進法	不動産の鑑定評価に関する法律	都市再開発法
----------------	---------	-------	-----	------	---------	---------	-------------------	----------	----------------	--------

<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</p>	<p>第九條の二十、第十六條第二十九條の二十一の二、第二十九條の三十五の四第三項及び第四十條の二第一項並びに第十九條の十五第三項（第十九條の三十第三項及び第十九條の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九條の四十九第三項及び第四十三條の九第二項において準用する船舶安全法第二十五條の五十九</p>	<p>積立式宅地建物販売業法 第三十七條第三項及び第三十八條</p> <p>大都市地域における住宅及び住宅地並びに住宅地における特別措置法 第三十四條及び第三十八條並に第五十一條において準用する土地区画整理法第二十八條第六項</p> <p>船舶安全法及び船舶附則第六條において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者改正する法律 第十七條の十一</p> <p>密集市街地における防災街区の整備第七十二條第三項、第八十條の促進に関する三（第九十二條第八項において準用する場合を含む。）、第二百二十三條、第三百二十九條の二第一項、第四百四十六條第一項、第四百四十八條第三項において準用する都市再開発法第二十七條第六項、第六十六條第一項並びに第九十九條第一項</p> <p>大深度地下の公共的使用に関する特別措置法 第十二條第一項</p> <p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第二十條第二項</p> <p>マンションの建替等に関する法律 第七條、第十條第一項、第十條第一項（第二百二十五條第三項及び第七十四條第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四條第六項（第六十六條第三項及び第七十五條第三項にお</p>	<p>国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号） 第二十二條の二第二項において準用する道路運送車両法第九十四條の六第一項</p> <p>海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法 第十八條</p> <p>船舶の再資源化解附則第六條第三項において準用する第三十條第三項において準用する船舶安全法第二十五條の五十九</p> <p>土地区画整理法 第十三條第一項</p> <p>都市再開発法 第七條第一項及び第十五條第一項</p> <p>勤労者財産形成促進法 第二十八條の十第一項及び第四十四條第二項の規定により読み替えて適用される第二十八條の十一</p> <p>大都市地域における住宅及び住宅地地区画整理法 施行令第十三條</p> <p>の供給の促進に関する特別措置法 施行令第十三條第二項</p> <p>民間都市開発の推進に関する特別措置法 施行令第十三條第二項</p> <p>密集市街地における防災街区の整備都市再開発法 施行令第十五條の促進に関する法律第一項</p> <p>マンションの建替等に関する法律 施行令第十條第一項（第二十九條及え等の円滑化に関する法律施行令第三十九條において準用する場合を含む。）</p>	<p>荷受人及荷送人ノ確知スルコト能ハテ準用する場合を含む。） （第二條において準用する場合を含む。）</p> <p>船舶職員及び小型船舶操縦者法 第七十七條の六の十四第一項（第七十七條の六の二十一、第七十七條の六の二十六及び第七十七條の十一の六において準用する場合を含む。）</p> <p>第三十九條第三項</p> <p>第三十六條の十四</p> <p>第四條の十八第一項（第九條の七の四、第七十條の五及び第八十四條の四において準用する場合を含む。）</p> <p>第五條の四</p> <p>第六條第一項、第六條第一項、第七條、第十條の二及び第十條第一項</p> <p>第二十八條の二第一項並びに第三十七條第一項及び第二項</p> <p>第三十三條第三項及び第二百三十五條第一項</p> <p>第四條の十四第一項</p> <p>第二十四條第一項</p> <p>第十三條</p> <p>第四十六條第二項及び第三項、第六十條の五第二項、第六十條第一項、第六十一條の二第一項、第六十一條の三第一項並びに第六十二條第一項</p> <p>第九條第一項及び第十二條</p> <p>第六十條の五第二項、第六十條第一項、第六十一條の二第一項、第六十一條の三第一項並びに第六十二條第一項</p> <p>第八十九條第一項（第九十一條の六及び第九十六條において準用する場合を含む。）</p>	<p>海上における人命の安全のための国際の安全のための国第三項</p> <p>第五條の二第四項及び第六條</p> <p>第三十四條第一項</p> <p>第四條第一項、第五條第一項、第六條、第二十八條第一項及び第三十七條並びに第三十七條の五第一項及び第三項</p> <p>第十二條の二の十九第一項（第十二條の二の二十六において準用する場合を含む。）</p> <p>第八條第二項、第二十七條第一項、第二十八條第一項及び第四十四條第一項</p> <p>第十九條第一項</p> <p>第九十九條の三第一項（第三十四條において準用する場合を含む。）並びに第九十九條の五第一項及び第二項（これらの規定を</p>
-----------------------------	---	--	--	---	---

<p>船員の雇用の促進第二十條第一項 に関する特別措置</p>	<p>第三十四條において準用する場合を含む。</p>	<p>第五十四條（第五十八條において準用する場合を含む。）</p>	<p>な実施に関する船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>国際観光ホテル整備第十一條第一項（第十八條に備法施行規則 において準用する場合を含む。）</p>	<p>第五十一條の十二第二項</p>	<p>積立式宅地建第三十七條第四項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>密集市街地における第七十七條第一項、第七十八條の促進に関する法九十一條第一項及び第三項</p>	<p>第五十六條の二の十第二項</p>	<p>船舶安全法及附則第六條において準用する船舶及び船舶職員法職員及び小型船舶操縦者法第十七條の一部を改正法八第二項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>マンシヨンの管理第八十七條第五項の適正化の推進に関する法律施行規則</p>	<p>第五十七條の八第二項（第十七條の十七、第十七條の十九、第二十三條の二十八及び第二十三條の三十において準用する場合を含む。）</p>	<p>船舶安全法及附則第六條において準用する船舶及び船舶職員法職員及び小型船舶操縦者法第十七條の一部を改正法八第二項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>マンシヨンの建替第四條、第五條第一項、第六條等の円滑化に關する法律施行規則第一項（これらの規定を第二（平成十四年国土十五條において準用する場合交通省令第十六を含む）、第十一條第一項、第十二條第一項、第三十三條第一項及び第三項、第六十五條、第八十條、第八十一條第一項、第八十三條第一項、第八十六條、第八十七條並びに第九十七條</p>	<p>第五十八條の二の十第二項</p>	<p>船舶安全法及附則第六條において準用する船舶及び船舶職員法職員及び小型船舶操縦者法第十七條の一部を改正法八第二項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>国際航海船舶及び第七條第四項及び第五十四條國際港灣施設の保第三項（第六十二條第三項に安の確保等に関する法律施行規則</p>	<p>第五十九條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>船舶安全法及附則第六條において準用する船舶及び船舶職員法職員及び小型船舶操縦者法第十七條の一部を改正法八第二項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>別表第三（第八條及び第九條關係）</p>	<p>第六十條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>船舶安全法及附則第六條において準用する船舶及び船舶職員法職員及び小型船舶操縦者法第十七條の一部を改正法八第二項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>船舶安全法 第二十五條の五十三第二項（第二十五條の六十八、第二十五條の七十、第二十八條第七項及び第二十九條の三第三項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第六十一條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>船舶安全法及附則第六條において準用する船舶及び船舶職員法職員及び小型船舶操縦者法第十七條の一部を改正法八第二項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>船員法 第一百條の十九第二項</p>	<p>第六十二條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>船舶安全法及附則第六條において準用する船舶及び船舶職員法職員及び小型船舶操縦者法第十七條の一部を改正法八第二項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>建設業法 第二十六條の十三第二項（第二十七條の三十二において準用する場合を含む。）</p>	<p>第六十三條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>船舶安全法及附則第六條において準用する船舶及び船舶職員法職員及び小型船舶操縦者法第十七條の一部を改正法八第二項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>水先法 第二十一條第二項（第三十二條において準用する場合を含む。）及び</p>	<p>第六十四條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>船舶安全法及附則第六條において準用する船舶及び船舶職員法職員及び小型船舶操縦者法第十七條の一部を改正法八第二項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>測量法 第五十一條の十二第二項</p>	<p>第六十五條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>船舶安全法及附則第六條において準用する船舶及び船舶職員法職員及び小型船舶操縦者法第十七條の一部を改正法八第二項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>屋外広告物法 第四十三條第二項</p>	<p>第六十六條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>船舶安全法及附則第六條において準用する船舶及び船舶職員法職員及び小型船舶操縦者法第十七條の一部を改正法八第二項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>通観光内土法 第二十九條第二項</p>	<p>第六十七條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>船舶安全法及附則第六條において準用する船舶及び船舶職員法職員及び小型船舶操縦者法第十七條の一部を改正法八第二項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>港灣法 第五十六條の二の十第二項</p>	<p>第六十八條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>船舶安全法及附則第六條において準用する船舶及び船舶職員法職員及び小型船舶操縦者法第十七條の一部を改正法八第二項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>船舶職員及び小型船舶操縦者法 第十七條の八第二項（第十七條の十七、第十七條の十九、第二十三條の二十八及び第二十三條の三十において準用する場合を含む。）</p>	<p>第六十九條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>船舶安全法及附則第六條において準用する船舶及び船舶職員法職員及び小型船舶操縦者法第十七條の一部を改正法八第二項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>氣象業務法 第三十二條の十第二項</p>	<p>第七十條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>船舶安全法及附則第六條において準用する船舶及び船舶職員法職員及び小型船舶操縦者法第十七條の一部を改正法八第二項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>宅地建物取引 第十七條の十一第二項</p>	<p>第七十一條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>船舶安全法及附則第六條において準用する船舶及び船舶職員法職員及び小型船舶操縦者法第十七條の一部を改正法八第二項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>旅行業法 第十二條の二十第二項（第二十九條において準用する場合を含む。）</p>	<p>第七十二條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>船舶安全法及附則第六條において準用する船舶及び船舶職員法職員及び小型船舶操縦者法第十七條の一部を改正法八第二項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>土地区画整理 第二十八條第九項、第三十二條第十二項、第八十四條第二項及び第八十七條第四項、第三十八條第四項及び第三十九條（これらの規定を第五十五條（第五十八條において準用する場合を含む。）及び第五十八條において準用する場合を含む。）並びに第四十一條（第五十八條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）</p>	<p>第七十三條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>船舶安全法及附則第六條において準用する船舶及び船舶職員法職員及び小型船舶操縦者法第十七條の一部を改正法八第二項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>内航海運組合 第三十七條第四項、第三十八條第四項及び第三十九條（これらの規定を第五十五條（第五十八條において準用する場合を含む。）及び第五十八條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）</p>	<p>第七十四條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>船舶安全法及附則第六條において準用する船舶及び船舶職員法職員及び小型船舶操縦者法第十七條の一部を改正法八第二項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>放射線同位元 第四十一條の二十において準用する素等の規制に關する法律</p>	<p>第七十五條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>船舶安全法及附則第六條において準用する船舶及び船舶職員法職員及び小型船舶操縦者法第十七條の一部を改正法八第二項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>踏切道改良促進 第九條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第七十六條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>船舶安全法及附則第六條において準用する船舶及び船舶職員法職員及び小型船舶操縦者法第十七條の一部を改正法八第二項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>新住宅市街地 第三十七條第二項</p>	<p>第七十七條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>船舶安全法及附則第六條において準用する船舶及び船舶職員法職員及び小型船舶操縦者法第十七條の一部を改正法八第二項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>都市再開発法 第二十七條第九項、第三十一條第十項、第八十三條第一項及び第九十四條第二項</p>	<p>第七十八條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>船舶安全法及附則第六條において準用する船舶及び船舶職員法職員及び小型船舶操縦者法第十七條の一部を改正法八第二項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>
<p>海洋汚染等及海上災害の防止に關する法律</p>	<p>第七十九條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>船舶安全法及附則第六條において準用する船舶及び船舶職員法職員及び小型船舶操縦者法第十七條の一部を改正法八第二項</p>	<p>船舶安全法第二十五條の五十三條の法律 第二項</p>

行う者に関する省令	鉄道事業法第二十四条の十第二項	十八条において準用する場合を含む。において準用する場合を含む。第八百四十七条第一項及び第四項	(平成二十七年法第五十三号)	船員労働安全衛生第八十四条第二項(第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。)
マンシヨンの第八十七条第五項	管理の適正化の推進に関する法律施行規則	放射性同位元素等第四十一条の二十において準用する法第四十一条の七第二項第二号	船舶の再資源化解附則第六条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項	特殊貨物船舶運送第二十五条第三項
別表第四(第十条及び第十一条関係)	船舶安全法	都市再開発法第二十七条第六項	第七十七条の六の九第二項(第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。)	河川法施行規則第二十七条の十一第二項(第二十七条の二十一(第三十八条の四において準用する場合を含む。))及び第三十八条の四において準用する場合を含む。
船員法	建設業法	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三項(第十九条の三十三第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。)	建築士法施行規則第三十三条の十八第十号、第三十三条の二十二第二項(第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。)	海上における人命第十二条第一項の安全のための国際条約等による証書に関する省令
水先法	海上運送法	大都市地域における住宅及び住宅地土地区画整理法第二十八条第一項の促進に関する法第六項	自動車整備士技能第六条の九第二項	小型船舶造船業法第二十九条第二項
測量法	屋外広告物法	住宅の品質確保の促進等に関する法第四十二条第二項(第二十五条第一項、第四十四条第三項及び第六十一条第三項において準用する場合を含む。)	道路運送車両法第三十六条の九第二項	船舶安全法の規定第二十七条第一項、第三十八条に基づく事業場の認定に関する規則
通訳案内士法	国際観光ホテル整備法	住宅の品質確保の促進等に関する法第四十二条第二項(第二十五条第一項、第四十四条第三項及び第六十一条第三項において準用する場合を含む。)	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行の七の四、第七十条の五及び第八十四条の四において準用する場合を含む。)	船舶安全法の規定第二十七条第一項、第三十八条に基づく事業場の認定に関する規則
港灣法	気象業務法	マンシヨンの管理第四十一条の十第二項(第六の適正化の推進に關する法律	危険物船舶運送及第百十一条第四項	船内における食料第十四条第二項の支給を行う者に關する省令
宅地建物取引業法	旅行業法	マンシヨンの建替第二十四条第六項(第二百二十え等の円滑化に關する法律	船舶に乗り組む医師第四条の九第二項	建築物の耐震改修第十條第九号
土地区画整理法	内航海運組合法	国際航海船舶及び国際港灣施設の保する船舶安全法第二十五条の五十三第二項	救命艇手規則第十九条第二項	住宅の品質確保の第三十条第六号
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	指定自動車整備事第十三条の八第二項	マンシヨンの管理第八十七条第五項
			船舶安全法施行規第五十六条第二項、第五十六条の三第二項及び第六十条の五第二項	

建築士法に基づく 中央指定登録機関 等に関する省令 第十号	第二十八条第十二号、第三十 九条第十号及び第四十二條第 十号
建築物のエネルギー 消費性能の向上 等に関する法律施 行規則	第二十一条の四、第四十五條 第十号及び第八十條の五